

## 魚津市自治基本条例の一部改正（案）について（要旨）

### 1 個人情報保護に関する規定について

#### (1) 背景

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正（令和5年4月1日施行）による条例条文の見直しの必要性を検討。

（別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなったもの。）

#### (2) 経過

令和5年4月1日 魚津市個人情報保護条例の廃止  
（平成16年魚津市条例第3号）

#### 【魚津市自治基本条例（現行抜粋）】

（個人情報の保護）

第24条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。



#### 【一部改正案】

（個人情報の保護）

第24条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、市が保有する個人情報を 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年魚津市条例第1号）に基づき、 適正に取り扱わなければなりません。

2 （削除）

### 2 その他の見直し事項について

(1) 令和4年度の条例見直し検証から2年が経過しているが、今回は必要最小限の見直しとし、その他条項の改正は行わない。

(2) 地域振興会の位置づけ・役割明確化に関する規定については、自治基本条例の一部改正で対応せず、別に新たな条例「（仮称）魚津市地域振興会組織条例」を制定して対応する。

(3) 令和4年度に見直しを行った魚津市自治基本条例の逐条解説書は、微修正を行う。